

愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書（案）に関する質問回答

平成19年8月29日から9月3日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書（案）」に関する質問への回答を整理して記述してあります。なお、回答は現時点での考え方を示したものです。
また、質問の対象となった平成19年8月24日公表の事業契約書（案）に対し、条項の追加や条文の修正を行ったため、回答欄には平成19年9月28日に公表した事業契約書（案）の条項番号を記載していますので注意してください。

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
001	001	1	4	2		乙に対する支払い	法令の範囲内において対等額で相殺することができるのは、どのような状況が想定できるのでしょうか、お教え願います。	例えば、乙が第150条に定める違約金を支払わないような場合や、第151条第6項に定める甲が負担した費用を乙が負担しない場合などが想定されますが、これに限られるものではありません。
002	001	1	4	2			少なくとも事業者への割賦支払い対価を債権で相殺することはないという理解でよろしいでしょうか。当該相殺は、事業者の融資返済原資に直接影響を及ぼし、場合によっては返済不能に陥ることも考えられます。	割賦支払い対価も相殺の対象になりえます。
003	001	1	4	2		乙に対する支払	金融団に融資の担保として提供する割賦支払を相殺の対象から除くことは可能でしょうか？	(質問No.003参照)
004	001	1	5	1, 2			第1項各号に掲げる各々の保証を第2項各号に掲げる各々の段階ごとに変更する(使い分ける)ことは可能でしょうか。	可能とする方向で検討していますが、第5条の脚注にあるとおり、この条文は確定したものではありません。本条文に関しては、後日公表する最終案をご確認ください。
005	002	1	5	1	7		事業契約書(案)第5条(契約の保証)第1項第7号において、契約保証金納付の免除措置として、乙が有する保険金請求権を甲のために質権設定することによって乙を被保険者とする履行保証保険の締結が認められていますが、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の契約保証も履行保証保険と同様に甲を権利者として質権設定することによって同等の効果が得られます。また、保証事業会社の契約保証は国および地方公共団体が発注する公共工事の履行保証手段として広く普及しており、会計規則との整合性や保証手段の選択肢を拡げるという意味からも同7号の契約保証金納付の免除措置として認められますか。	認めることとします。 第5条第1項第7号を以下のとおり追加し、関連条文も修正します。 「乙が、建設協力企業をして、当該建設協力企業の債務不履行により乙に生ずる損害金の支払を保証する保証契約を銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社との間で締結させ、乙が自己の費用において当該保証契約に基づき乙が有する保証金支払請求権の上に、第150条第1項に規定された乙の甲に対する違約金支払債務を被担保債権とする質権を甲のために設定すること。」
006	002	1	5	1	7		運営業務を担当する各々の協力企業が、自己の業務委託契約をもとに同条第2項第2号に規定する保険金額の全てを保険金とする履行保証保険を付保することは現実的ではないと考えられます。各々の履行保証保険の保険金の合計金額が同条第2項第2号に規定する保険金額の全てをカバーすればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
007	002	1	5	1	7		「第127条」は「第129条」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。第5条第1項第8号の「第127条」を「第150条」に変更します。
008	002	1	5	1	7		運営期間中の付保については、保険期間を1年として年度更新していくことも可能であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
009	002	1	5	2	1	保険金額	控除要件は解体工事終了と本件工事対象施設の引渡しに限定されるのでしょうか。未終了解体工事及び未引渡し施設における第116条で規定される検査済み出来形は控除の対象とならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
010	002	1	5	2	2		保証にあたり、履行保証保険契約を締結する場合、運営期間が長期に亘ることから、保険契約が年度毎の更新となることも想定されます。については、「238分の12に相当する額を、「当該年度分相当額」と変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、238分の12に相当する額と実際のサービスの対価の額に著しい差が生じたときは、甲乙双方から第5条第4項の規定により保証の額の増減を請求できます。 (関連質問No.008参照)
011	002	1	5	2	2	運営期間中の保証金	運営期間中の保証は不要としていただけないでしょうか？	原案のとおりとします。
012	003	1	6	3			本条第3項では、「許認可の取得・維持に関する責任及び損害」との記載がありますが、「損害」とは、許認可取得の遅延から生じる増加費用の他、どのようなものが想定されていますでしょうか。また、本条第4項でも、「損害」との記載がありますが、その範囲についてもご教示下さい。	前段については、例えば、乙が第29条第1項に定める建築確認申請の手続を遅延したことにより運営業務開始時期が遅延したことによる損害などが考えられますが、これに限定されるものではありません。 後段については、相当因果関係の範囲内にある損害を意味します。

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
013	003	1	6	5		許認可及び届出等	「その写しを保存するものとし、事業期間終了時に甲に提出」とありますが、提出時期が事業期間終了後であるのはなぜでしょうか？	事業期間中、乙の取得した本件事業の実施に係る許認可関係の書類の管理等を乙において行っていただくためです。
014	003	1	8			書類作成等への協力	「書類作成等への協力」とは、具体的にどのような書類を想定されていますか。また、書類作成以外に想定される業務があれば教示願います。	起債又は補助金の申請にあたり甲が求められる書類の記載事項の中に、乙に照会しなければ把握できないものがあつた場合に、乙の持つ情報の加工・提供を求めること等を想定しています。
015	003	1	8	1			「本事業に係る」起債又は補助金の申請であるという理解ですが、これを明確化する文言をご追記頂けないでしょうか	ご指摘を踏まえ、第8条第1項の「乙は、甲による起債又は補助金の申請について…」を「乙は、甲による本事業に係る起債又は補助金の申請について…」と変更します。
016	004	1	8	2			起債・補助金申請は明らかに県側の業務であり、事業者の業務範囲は愛媛県への協力を留まると考えますが、内容ならびに期限が不明確にも係らず本条項では事業者が全責任を負担しております。第2項は削除して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 本項は乙の掃責事由が前提であり、それ以外は第8条第3項において全て甲の責任としておりますのでご理解ください。なお、甲の求める内容及び期限については、合理的な範囲内となるようにします。
017	004	1	9	1		書類間の整合性について	別紙2用語の解説集によると、「入札説明書等」には実施方針及びその質問回答並びに要求水準書及び事業契約書(案)の質問回答書が除かれています。しかし、両書類ともに回答部分には要求水準・事業契約の内容や解釈について変更・追加の記載がある場合があります。事業者提案をこれら変更・追加された記載内容をもとに作成した場合、入札公告時点での要求水準書・事業契約書とは一部齟齬が発生する可能性があります。よって、本条文の主旨である書類間の整合性を確認する上で、上記「実施方針及びその質問回答並びに要求水準書及び事業契約書(案)の質問回答書」も対象書類に含めるべきと考えますが、いかがでしょうか。また、今後開催される現場説明会における質疑回答(口頭・文書)が要求水準と異なる場合には、どちらが優先するか確認の機会を与えていただきたいと考えますがいかがでしょうか。	前段については、原案のとおりとします。 なお、実施方針及びその質問回答に記載がないにもかかわらず入札説明書等に記載がある場合、並びに実施方針及びその質問回答と入札説明書等の両方に記載があり、その記載内容に矛盾又は齟齬がある場合は、入札説明書等が優先します。他方、実施方針及びその質問回答に記載があつたにもかかわらず、入札説明書等に記載がない場合は、事業者提案によります。 また、要求水準書の質問回答は、「要求水準書」に含まれます。別紙2の119をご参照下さい。 事業契約は、県とSPCが落札後に締結するものであつて、事業契約書(案)とは異なるため、その解釈に際して事業契約書(案)の質問回答書が勘案されるとしても、事業契約を構成することはありません。後段については、現場説明会における配布資料(ただし、既に公表されている資料を除く。)及び質疑応答は、当事者双方を何ら拘束するものではありません。
018	004	1	9	3			「事業者提案に記載された性能又は水準が要求水準書等に記載された性能又は水準を上回るとき」との記載がありますが、要求水準書等とは要求水準書の他どのようなものがございましてでしょうか。ご教示ください。	ご指摘を踏まえ、第9条第3項の「要求水準書等」を「要求水準書」と修正します。
019	004	1	10				甲の請求・勧告・通知により乙が実施したことについて、甲が何ら責任を負担しないことは、事業者が過度に義務を負担する片務条項であると考えますので、本条項を削除頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
020	004	2	11				「個別業務のマネジメント業務協力企業」と実施方針にある「マネジメント・サポート企業」の違いをご教示願います。	「個別業務のマネジメント業務協力企業」とは、乙から直接個別業務のマネジメント業務の一部を受託し又は請け負う者(別紙2の48参照)をいい、実施方針における代表企業とマネジメント・サポート企業が「個別業務のマネジメント業務協力企業」になります。
021	004	2	11			個別業務のマネジメント協力企業	平成19年8月2日公表 実施方針第2・2・(2)入札参加要件確認企業に記載される「応募者等を構成する法人」がマネジメント業務協力企業を担うことが出来ると理解して宜しいでしょうか。	(質問No.020参照)
022	004	2	11			個別業務のマネジメント協力企業の兼務	1社が複数の個別業務のマネジメント業務を担うことは可能でしょうか。また、一つの個別業務に対して複数マネジメント業務協力企業を採用することは可能でしょうか。	個別業務のマネジメント業務を円滑かつ確実に実施する限りにおいて、ご質問の対応は可能です。ただし、複数の個別業務のマネジメント業務協力企業を置いた場合でも、それらの協力企業は、個々ばらばらにマネジメント業務を行うのではなく、SPCの統括のもと一体性を持って業務に取り組んでください。
023	004	2	11	1			マネジメント業務協力企業の定義に関して、別紙2に「乙から直接個別業務のマネジメント業務を受託し又は請負う者である」との記載がありますが、要求水準書における『マネジメントサポート企業』と同じ定義と理解して宜しいでしょうか。(マネジメント業務協力企業は他の業務を行うことができないとの理解で宜しいでしょうか。)	(質問No.020参照) なお、()内のご質問については、代表企業が個別業務のマネジメント業務協力企業になった場合は、他の業務も実施可能です。

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
024	004	2	11, 14	1			「個別業務のマネジメント業務協力企業」と第14条に規定される「病院経営支援業務協力企業」をあわせたものが、実施方針で定義される「マネジメントサポート企業」という理解でよろしいのでしょうか。	「個別業務のマネジメント業務協力企業」と「病院経営支援業務協力企業」には、実施方針でいう「マネジメント・サポート企業」が含まれますが、同義ではありません。「個別業務のマネジメント業務協力企業」と「病院経営支援業務協力企業」には、代表企業も含まれる可能性があります。
025	005	2	12	1			個別業務のマネジメント業務協力企業の変更、追加が認められない理由をご教示願います。医療環境の変化に臨機に対応すべく、様々な局面において、能力のある新規の個別業務のマネジメント業務協力企業を追加することは十分に考えられることと思われま	個別業務のマネジメント業務協力企業になりえる者は、落札者である代表企業及びマネジメントサポート企業に限定されているため、落札者の構成員の追加・変更を自由に認めることはできないことが理由です。このことを踏まえ、個別業務のマネジメント業務がより効果的・効率的に履行され、事業期間中の変更又は追加を最小限に留めた上で、当該企業が長期にわたり業務を継続し、ノウハウの蓄積・活用等が図られるように応募者等を構成することを期待します。しかしながら、ご質問のような事情が存する場合において能力のある新規の個別業務のマネジメント業務協力企業の参入を妨げることは、甲乙双方にとって有益ではないと考えています。そのような事態が生じた場合には、「やむをえない事情が生じた場合」として、甲の承諾を求めてください。
026	005	2	12	1		協力企業の特 定	「個別業務のマネジメント業務協力企業を変更又は追加してはならない」とありますが、マネジメント業務協力企業を特定するのはどの時期(参加要件確認書類の受付時か、提案書類の提出時か、など)でしょうか。(第15条の病院経営支援業務も同様です)	個別業務のマネジメント業務協力企業は、原則として入札説明書における代表企業又はマネジメント・サポート企業のみになりえるものであり、県の参加要件確認の対象となる企業であるため、参加要件確認書類提出時に特定しておく必要があります。第19条の病院経営支援業務協力企業も同様です。
027	005	2	13				マネジメント責任者はマネジメント業務協力企業からの業務委託契約に基づく配置(マネジメント業務協力企業に籍を置く者)が可能との理解で宜しいでしょうか。	マネジメント責任者はSPCに籍を置く者か代表企業又はマネジメント・サポート企業からSPCに転出している者となります。統括マネジメントの要求水準書の別紙2をご参照下さい。
028	005	2	13	1			マネジメント責任者の氏名その他必要な事項については、事業契約締結後に必要となり、提案時には明記する必要はないとの理解で宜しいでしょうか?	マネジメント責任者については、提案段階において、人物名まで求めることは予定しておりません。ただし、どの企業に属する人物を配置するかについては提案段階で提案して頂きます。
029	005	2	13	1			「本契約締結後速やかに、、個別業務のマネジメント責任者を配置」とありますが、選任は事業契約後速やかに行うとしても、現地への配置は適切な時期に行うこととしていただけないでしょうか。	ご質問にある「適切な時期」として、「本契約締結後速やかに」と考えています。
030	005	2	13	1		個別業務の マネジメント業務 責任者	マネジメント業務協力企業を採用した場合、個別業務のマネジメント責任者としてマネジメント業務協力企業に籍をおく者を選出することは可能でしょうか。	(質問No.027参照)
031	005	2	13	2		個別業務の マネジメント業務 責任者	マネジメント責任者の配置は、各個別業務の特性・スケジュールを考慮して配置開始時期/終了時期及び常駐/非常駐を合理的に事業者が判断してよろしいでしょうか。例えば、「施設整備業務」のマネジメント責任者は、施設整備業務完了後は配置不要と考えますがいかがでしょうか。	「本契約締結後速やかに」から「契約の終了日」まで常勤で配置してください。 (関連質問No.029参照) なお、マネジメント責任者は、マネジメント業務担当者とは異なり、個別業務ごとに配置されるものではありません。従って、ご質問にあるように「施設整備業務」のマネジメント責任者という考え方はありません。
032	005	2	13	2		個別業務の マネジメント業務 責任者	個別業務のマネジメント業務協力企業が運営協力企業を兼ねることは可能でしょうか?	代表企業が個別業務のマネジメント業務協力企業となる場合は、運営協力企業を兼ねることができます。他方、マネジメント・サポート企業が個別業務のマネジメント業務協力企業となる場合は、原則として、運営協力企業を兼ねることはできません。 (関連質問No.023参照)
033	005	2	13	3			乙が「やむを得ない事情」でマネジメント責任者変更の要請を行った場合、甲が承諾を拒むには正当な理由の開示が必要ではないでしょうか。この場合は、4項とのバランスからも協議を行うこととしてはいかがでしょうか。(第37条等、他にも同様の条項がございますのでご検討願います)	マネジメント責任者の変更制限は緩和しました。第13条第3項をご参照下さい。 なお、第47条等の解釈の参考としてお答えしますと、前段はご理解のとおりです。後段については、甲が承諾を拒んだ場合で乙がそれを受け入れられないときは、第167条の係争調整会議等で協議することができます。
034	005	2	13	3			個別業務のマネジメント責任者の変更につき、やむをえない事情の発生を要件とする【(期間)】は、どの程度の期間を想定されていますでしょうか。ご教示下さい。	運営業務開始後2年間は、変更しないでいただきたいと考えています。 (関連質問No.033参照)
035	005	2	13	3		マネジメント 業務責任者の配 置期間	【(期間)】とありますが、期間は何年となるのでしょうか?	(質問No.034参照)

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
036	006	2	14				「病院経営支援協力企業」と実施方針にある「マネジメント・サポート企業」の違いをご教示願います。	「病院経営支援協力企業」とは、乙から直接病院経営支援業務を受託し又は請け負う者をいい、実施方針における代表企業とマネジメント・サポート企業が「病院経営支援協力企業」になりえます。
037	006	2	14			病院経営支援業務協力企業	平成19年8月2日公表 実施方針第2・2・(2)入札参加要件確認企業に記載される「応募者等を構成する法人」が病院経営支援業務協力企業を担うことが出来ると理解して宜しいでしょうか。	(質問No.036参照)
038	006	2	14			病院経営支援業務協力企業	複数の病院経営支援業務協力企業を採用することは可能でしょうか。	複数の病院経営支援業務協力企業を採用することは可能です。適宜、統括マネジメント業務の要求水準書の規定等をご確認頂き、当該業務が円滑かつ確実に遂行できる体制をご検討ください。
039	006	2	14	1			病院経営支援業務協力企業の定義に関して、別紙2に「乙から直接病院経営支援業務を受託し又は請け負う者である」との記載がありますが、要求水準書における『マネジメントサポート企業』と同じ定義と理解して宜しいでしょうか。(マネジメント業務協力企業は他の業務を行うことができない。)	(質問No.023、036参照)
040	006	2	15	2		病院経営支援業務の再委託	病院経営支援業務協力企業が協力企業等に業務委託することを禁じていますが、病院経営支援業務遂行にあたり、例えば本病院の医事データの整理集計、患者動向調査などを医療事務業務に関する協力企業等に委託することは問題ないと考えてよろしいでしょうか？	ご質問で例示されている医事統計データの作成等については、要求水準書に示す業務区分において「医事統計作成」は事業者側が実施する業務とされています(要求水準書 運営業務(4)情報管理関連業務11頁参照)。他方で、病院経営支援業務においても、病院経営健全化に向けたコンサルティング業務として、一定の経営管理活動に係る統計作成・分析・評価等を実施することを求めており(要求水準書 統括マネジメント業務(3)病院経営支援業務エ要求水準(1)①A)、一部業務が重なる部分があります。この重なっている部分については、医事業務を実施する協力企業が実施しても、SPC又は病院経営支援業務協力企業が実施してもかまいません。事業者内部での調整事項とします。ただし、当該部分を医事業務を実施する協力企業が実施する場合は、病院経営支援業務としては何も行わなくてよいというわけではなく、医事業務として作成した資料等の正確性、妥当性等のチェック等を病院経営支援業務の一部として実施して下さい。
041	006	2	15	2		病院経営支援業務協力企業の兼務	個別業務のマネジメント業務協力企業が病院経営支援業務協力企業を兼務することは可能でしょうか。	当該業務が円滑かつ確実に実施できる限りにおいて、兼務は可能です。適宜効率的な体制をご検討頂き、有効なご提案を期待します。
042	006	2	16	1			病院経営支援責任者の氏名その他必要な事項については、事業契約締結後に必要となり、提案時には明記する必要はないとの理解で宜しいでしょうか？	病院経営支援責任者については、提案段階において、人物名まで求めることは予定しておりません。ただし、どの企業に属する人物を配置するかについては提案段階で提案して頂きます。
043	006	2	16	1			病院経営支援責任者は病院経営支援協力企業からの業務委託契約に基づく配置(病院経営支援協力企業に籍を置く者)が可能との理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおり、病院経営支援業務協力企業に籍を置く者が、病院経営支援責任者を担うことは可能です。
044	006	2	16	1		病院経営支援責任者の配置	個別業務のマネジメント責任者が病院経営支援責任者を兼務することは可能でしょうか。	個別業務のマネジメント責任者は、本事業に関連する他のいかなる役職も兼ねることはできません。
045	006	2	16	1		病院経営支援責任者の配置	病院経営支援業務協力企業を採用した場合、病院経営支援責任者として病院経営支援業務協力企業に籍をおく者を選出することは可能でしょうか。	(質問No.043参照)
046	006	2	16	2		病院経営支援責任者の配置	病院経営支援責任者の配置は、業務の特性・スケジュールを考慮して配置開始時期及び常駐/非常駐を合理的に事業者が判断してよろしいでしょうか。	病院経営支援責任者の配置開始時期は、事業者の提案する日(遅くとも平成21年9月)です。なお、当該責任者については、配置は必須条件ですが、院内での常駐まで求めることは致しません。詳細については、入札公告時の統括マネジメント業務の要求水準書をご参照下さい。
047	006	2	16	3		病院経営支援責任者の配置期間	〔期間〕とありますが、期間は何年となるのでしょうか？	特段、期間として条件付ける想定はございませんので、運営期間中の病院の運営状況、経営状況に応じて、適宜有能な人物を配置して頂きたいと考えております。ただし、必要以上に頻繁に変更することがないよう、ご留意願います。(関連質問No.046参照)

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
048	006	2	16	3			病院経営支援責任者の変更につき、やむをえない事情の発生を要件とする〔期間〕は、どの程度の期間を想定されていますでしょうか。ご教示下さい。	(質問No.047参照)
049	007	3	19	1		確認申請	確認申請等本事業の実施のため必要な法令に定める手続きを行うことになっておりますが、本事業においては、計画通知ではなく、確認申請になると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
050	007	3	20	1			設計業務総括責任者は、設計協力企業をして設置させるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
051	007	3	20	1		設計業務総括責任者	設計・施工期間中、設計業務総括責任者を配置することあります。設計・施工期間とは事業契約締結日から本件工事対象施設のすべての引渡終了日までの期間ですが、常駐する必要がある期間についてご教示願います。	設計・施工期間中、設計業務総括責任者の常駐を求めます。
052	008	3	23	2			ここでいう「費用」には、設計を変更すること自体から生じる設計費用等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	設計を変更すること自体から生じる設計費用等も社会通念に照らして合理的な範囲のものは含まれます。
053	008	3	23	2			事業者提案、設計図書等の変更の結果、費用が減少した場合において、協議が整わない場合には減額がなされないという理解で宜しいでしょうか。	協議が整わない場合は、甲が合理的な額で減額を行います。かかる減額につき、乙に不服があれば、第167条に基づき設置される係争調整会議に諮ること等を想定しています。
054	009	3	24	2			ここでいう「費用」には、設計を変更すること自体から生じる設計費用等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	設計を変更すること自体から生じる設計費用等も社会通念に照らして合理的な範囲のものは含まれます。
055	009	3	24	2		甲の指示による事業者提案又は設計の変更	「甲が合理的な範囲で負担する」の合理的な範囲には、融資を組換えるための費用(金利スワップ組換え費用等を含む)は含まれるとの理解でよろしいでしょうか?	社会通念に照らして合理的な範囲の金融費用については含まれます。
056	009	3	24	3			超過部分の費用を、本件工事対象施設の施設整備業務費に加算して支払うとのことですが、支払い条件についても、施設整備業務費と同様で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
057	009	3	25			法令制度の改正	本条における法令制度には診療報酬改定も含むと理解してよろしいでしょうか。	診療報酬点数表が引用する施設基準等の変更もご質問の「診療報酬改定」に含むと解した場合においては、ご理解のとおりです。
058	009	3	25	3		法令変更等による設計変更等	第1項又は第2項に基づく変更で、乙の責めに帰すべき事由による場合は例えばどのような場合が想定されますでしょうか。	例えば、本件土地の調査は第38条に基づき乙が自らの責任及び費用負担で実施しますが、かかる乙の調査内容に誤りがあり当該調査ミスに起因して本件土地の瑕疵による損害が増大したような場合、その拡大損害については乙の責めに帰すべき場合に該当すると考えます。ただし、これに限定されるものではありません。
059	009	3	25	3		法令変更等による設計変更等	「甲が合理的な範囲で負担する」の合理的な範囲には、融資を組換えるための費用(金利スワップ組換え費用等を含む)は含まれるとの理解でよろしいでしょうか?	社会通念に照らして合理的な範囲の金融費用については含まれます。
060	010	4	27	1			本件土地には、現在、工事の施行に支障となるような担保権などは存在しないとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では、権原を確保していない部分がありますが、今年度中に確保する予定です。
061	011	4	28	6			乙に損害が発生した場合、甲は合理的な範囲における当該損害額を負担することとなっておりますが、ここは乙の損害が著しい場合に限られるのでしょうか。そうであるならば、著しい損害とはどの程度のことでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、乙による本事業の実施に重大な影響を及ぼすと社会通念上合理的に判断できる場合をいいます。
062	011	4	28	6			甲の負担となる土地の瑕疵には、土壤汚染も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	土壤汚染の原因が通常乙の責めに帰すべき事由に基づき発生しないことが明らかな場合は、ご理解のとおりです。
063	011	4	28	6			本項における「著しい損害」とは、具体的にはどのような損害をいうのでしょうか。金額的基準を定める等、明確化して頂けないでしょうか。	(質問No.061参照)

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
064	011	4	28	6		既存建物の瑕疵について	調査等により、本件土地以外に既存建屋に瑕疵の存在が確認された場合も本項が適用されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 第38条第6項を以下のとおり変更します。 「乙が第1項の規定に従って調査等を行った結果、本件土地又は本件解体工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設に関して、入札説明書等において明示されていない又は入札説明書等に明示されていた事実と異なる本件土地又は本件解体工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の瑕疵が存在し、乙が本契約及び要求水準書に従って本事業を実施することができても乙に著しい損害(増加費用を含む。以下同じ。)が発生することが判明した場合、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。これに起因して乙に損害が発生した場合、甲は、合理的な範囲における当該損害額を負担するものとする。また、これに起因して乙に費用の減少が生じた場合、甲及び乙は協議のうえ、施設整備業務費を減額するものとする。」
065	011	4	28	6		調査費用の増加について	第1項の調査等により入札説明書に明示されていない本件土地・建屋の瑕疵が確認された場合、原因追求の為の調査、対処方法決定の為の調査等の追加調査については甲の負担と考えますがよろしいでしょうか。	本件土地・本件工事対象施設に瑕疵が確認された場合におけるさらなる原因追求又は対処方法決定のための追加調査費用は、乙が本契約及び要求水準書に従って本事業を実施することができない場合又は乙が本事業を実施することができても乙に著しい損害が発生することが判明した場合、甲が賠償する損害に含まれます。
066	011	4	28	6		建設に伴う各種調査	「甲は、合理的な範囲における当該損害額を負担する」の合理的な範囲には、融資を組換えるための費用(金利スワップ組換え費用等を含む)は含まれるとの理解でよろしいでしょうか?	社会通念に照らして合理的な範囲の金融費用については含まれます。
067	011	4	29				近隣対応の対象範囲について、具体的にどの範囲までの地域を想定されているかご教示下さい。	地域としては、春日町、末広町、泉町及び室町の各町内会並びに藤原水利組合及び小栗水利組合を想定しています。
068	011	4	29				現案では、近隣対応について事業者が全て責任を負担することとなっておりますが、県側が定めた条件について起因する近隣対応については、県側の費用と責任にてご対応頂けないでしょうか。	第39条第7項をご参照下さい。 (関連質問No.077及び078参照)
069	011	4	29	1			乙が行う説明をする対象の範囲につき不明確ですので、規定上明確化していただければと存じます。	第39条第1項に規定のとおり、「本事業の概要、日程及び工事実施計画等(施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいい、解体撤去工事に係る計画を含む。)」です。
070	011	4	29	1			「説明を行い」とありますが、必ずしも「説明会」を開催しなければならないという趣旨ではないという理解でよろしいでしょうか。	近隣住民から「説明会」の開催を求められた場合は、それに応じていただく必要があります。
071	011	4	29	1			説明の費用負担は甲乙いずれとなりますでしょうか、ご教示下さい。	乙です。かかる点を明確にするため、第39条第1項を以下のように修正します。「乙は本契約の締結日後適切な時期に、自己の責任及び費用において、本事業の概要…(以下同様)。」
072	011	4	29	1		近隣対応	「説明を行う」「了解を得る」とありますが、その相手先は「近隣」でしょうか? 又、県にて想定されている「近隣」の範囲がありますでしょうか?	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、質問No.067参照。
073	011	4	29	1		近隣対応	事業契約締結日以降に事業者が行う近隣説明会より前に、入札公告までの公表資料に基づく県主催の近隣説明会の開催予定はありますか?	平成19年6月12日に一度開催しております。今後も事業契約締結までに、必要に応じ適宜開催する予定です。
074	011	4	29	1		近隣対応	甲は必要と認める場合には、乙が行う説明に協力しなければならないとありますが、事業者が行う近隣説明会については、県側も出席していただけるという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じ出席することを想定しております。
075	011	4	29	1		説明の分担	近隣への説明の分担として、工事実施計画及び工事による周辺影響については乙が行い、本事業の概要・日程については施設管理者である甲による説明が適切と考えますが如何でしょうか。	近隣に対して説明が必要なのは、主として工事に関することであり、工事の概要や日程についても具体的には事業者提案によるものですから、原則として乙が説明すべきと考えます。
076	012	4	29	4			「近隣調整」の具体的内容につきご教示下さい。また、「近隣調整」には本条第1項の説明は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	具体的内容については、近隣住民からの、生活環境への影響や安全確保に対する合理的な範囲内の要求に対する対応などが考えられます。 後段は、ご理解のとおりです。

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
077	012	4	29	7			但し書きの、「甲が設定した条件」とは、要求水準書の条件のことでしょうか。また、直接起因するとは、どのような意味でしょうか。	「甲が設定した条件」とは、事業契約書、要求水準書及び入札説明書等において必要条件としている事項を言います。 「直接起因する」とは、「甲が設定した条件をそのまま遂行することにより生じる」という意味です。
078	012	4	29	7		近隣対応に関する県の対応	「甲が設定した条件に直接起因するものについては、甲が負担する。」とありますが、甲が設定した条件に直接起因するもの対応も甲で行い、乙はそれに協力する、という認識でよろしいでしょうか？	近隣住民にとっては、「甲が設定した条件に直接起因するもの」かどうかの判別は困難ですので、説明は甲、乙が協力して行い、調整の結果生じた費用については、甲、乙協議して費用の分担を決定することになります。 (関連質問No.077参照)
079	012	4	29	7		甲が設定した条件	「甲が設定した条件」とは、甲が本事業に関して入札公告書・要求水準書等に記載した建物要件等の設定条件、及び第3項に基づく甲乙間の協議における甲の指示内容を指すと理解してよろしいでしょうか。また、理解に相違がある場合は甲の想定内容を開示願います。	(質問No.077及び078参照)
080	012	4	29	8			8項に規定する、乙が本状の規定に基づき、合理的な近隣調整をしたにも関わらず、近隣住民等の反対等により、本事業の継続が困難になった場合は、第7項に規定する甲(愛媛県)が設定した条件に直接起因するものとはならないでしょうか。	全ての場合が、「甲が設定した条件に直接起因するもの」に該当するとは限らないと考えます。 (関連質問No.077参照)
081	012	4	30	1		周辺影響調査・対策業務	本件工事対象施設北側近隣への日影、住民の視線について適切な対策を講じるとありますが、この北側近隣への日影については、現参考プランに基づく影響度合いを懸念してのことだと推察されますが、第29条に記載の近隣対応も含め、参考プラン公表時における近隣の反応等についてお教え願います。この反応如何により、事業者選定後、第29条・30条の内容対応を乙を中心に行なおうとしても無理が生じると思われますが如何でしょうか？	平成19年6月12日に、実施方針(平成19年8月)の別紙3と同じ図を用いて住民説明会を実施しました。その際、本条第1項に規定する周辺環境調査等を事業者決定後に実施するということで了承を得ています。 また、説明会全体の状況として、本事業の実施そのものを否定するような意見は出なかったと認識しております。
082	012	4	30	1			「住民の視線」とは「景観」という意味でしょうか。	病院(患者・職員等)から住民への視線を意味しています。 意味を明確化するため、第40条第1項の「住民の視線」を「本件病院から住民への視線」と変更します。
083	012	4	30	1			「周辺環境調査等」の方法、内容、範囲等については、乙の任意の判断により決定できるという理解でよろしいでしょうか。	近隣住民の意見や要望を踏まえて決定すべき場合もあろうと考えます。 なお、本条第3項にも留意してください。
084	012	4	30	4		周辺対策業務	「甲が設定した条件に直接起因するものについては、甲が負担する。」とありますが、要求水準を満たした本件施設による日影、電波障害等の対策にかかる費用は、甲が負担するものと考えてよろしいでしょうか？	ご質問のような場合、甲が負担することになると一概には言えません。 (関連質問No.077及び078参照)
085	012	4	30	4		甲が設定した条件	「甲が設定した条件」とは、甲が本事業に関して入札公告書・要求水準書等に記載した建物要件等の設定条件、及び第3項に基づく甲乙間の協議における甲の指示内容を指すと理解してよろしいでしょうか。また、理解に相違がある場合は甲の想定内容を開示願います。	(関連質問No.077及び078参照)
086	012	4	30	4			近隣の反対により本契約そのものが解除される場合は、不可抗力として第44条が適用されるのではなく、実施方針(平成19年8月)リスク分担表(案)No.17住民対応リスクからも全て甲負担ではないでしょうか。	本質問は、第39条第8項に対するご質問で、「第44条(新第54条)」は、「第165条」のことと思われますので、質問No.080をご参照ください。
087	013	4	32	1			工事監理協力企業の変更又は追加につき、甲による事前の書面承諾の他、やむをえない事情を要件としておりますが、やむをえない事情がない場合でも工事監理協力企業の変更が適切であり、甲による承諾を得られる場合も考えられることから、やむをえない事情という要件の削除をご検討いただければと存じます。	第43条第1項に対するご質問と思われませんが、やむを得ない事情は、その都度判断すべきと考えます。ご質問の「変更が適切」であるときの具体的な内容が不明ですが、場合によっては、やむを得ない事情に該当するかもしれません。
088	013	4	34	1			2行目に記載のあります「建設基準法」は「建築基準法」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。第44条第1項の「建設基準法」を「建築基準法」と修正します。
089	013	4	34	1		建設基準法	「建築基準法」の誤りではないでしょうか？	(関連質問No.088参照)

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
090	014	4	35	1		建設業務の実施	本条項に「乙は、建設協力企業と締結する建設請負契約において、建設協力企業が建設する本施設等の所有権が乙に原始的に帰属する旨の特約を付すものとする。」という条文を追加していただけないでしょうか。不動産取得税が非課税となるためにはこの条文が必要だと思います。	県は、不動産取得税がかからないことを確認しておりますが、ご質問にあるとおり、乙と建設協力企業との間の工事請負契約において、乙がかかる施設の原始取得者となる旨の規定を盛り込む必要がある、とされていますので、事業者においてご留意下さい。詳細は、事業契約締結後に本事業の担当者に確認して下さい。
091	014	4	36	3		施工体制台帳等の提示	施工体制台帳の記載範囲は、着工予定日前の提示時点で決定している下請企業のみ記載を行いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
092	014	4	37	2		監理技術者、主任技術者	施工期間中は、監理技術者または主任技術者は変更できないとありますが、ここでいう施工期間は長期にわたるため、各個別工事(たとえば、健康増進センター解体、医師公舎新築、1号館新築、3号館改修など個別の工事期間中)の工事期間中は監理技術者または主任技術者は変更できないといただけないでしょうか。	病院機能を維持しながらの現地建替えであり、工程監理全体が難易度の高いものになると想定されますので、原則変更できないこととしています。
093	015	4	38	2		施工計画書	工事着工の前日までに施工計画書を甲に提出することになっておりますが、施工要領書などは、細かい工種ごとに作成する必要があるため、工事着工日までは提出は困難であると思われま。従いまして、工事期間中のある工種にとりかかる前に施工計画書を提出することとしていただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、第48条第2項の「各本件工事対象施設の工事着工日の前日までに」を「各本件工事対象施設の各工事種目ごとの着工予定日の10日前までに」と変更します。
094	016	3	40	3		解体工事対象施設の現況	解体工事対象施設の現況を正確に把握するために、未公表の、本院・2号館の構造計算書(※現在3・4号館しか提供されておりません。)、および本院の耐震診断調査報告書(※コンクリート劣化診断調査報告書のみでは不十分なため。)を早期に公表していただけないでしょうか？	ご質問にある資料の一部が、現在所在不明となっております。所在確認ができれば、公表することとします。
095	016	4	40	3			本項における「著しく異なる」とは、具体的にどのような場合でしょうか。金額の基準を定める等、明確化して頂けないでしょうか。	本件解体工事対象施設の調査結果又は現況と入札説明書等との記載が異なる場合は、第38条第6項を適用します。第50条第3項、第38条第6項をご参照下さい。
096	016	4	40	4			「乙に追加的な費用が発生する場合、当該費用増加は甲が負担するものとして、施設整備業務費を増加して」とありますが、県から受領した既存図・参考資料等と現況が食い違っていたと判明した場合についても「追加的な費用が発生する場合」として認めていただけると理解してよろしいでしょうか。	本件解体工事対象施設の調査結果又は現況と入札説明書等との記載が異なる場合は、第38条第6項を適用します。第50条第3項、第38条第6項をご参照下さい。
097	016	4	42	4			本項における「著しく異なる」とは、具体的にどのような場合でしょうか。金額の基準を定める等、明確化して頂けないでしょうか。	本件改修工事対象施設の調査結果又は現況と入札説明書等との記載が異なる場合は、第38条第6項を適用します。第52条第4項、第38条第6項をご参照下さい。
098	016	4	42	4		調査にて発見される補修箇所について	第28条に基づく調査等によって、改修施設の躯体部分に入札説明書等に記載されない補修すべき箇所が発見された場合は本項が適用されると理解してよろしいでしょうか。	本件改修工事対象施設の調査結果又は現況と入札説明書等との記載が異なる場合は、第38条第6項を適用します。第52条第4項、第38条第6項をご参照下さい。
099	016	4	42	4		工事着手後に発見される補修箇所について	第28条に基づく調査では発見されず、改修工事に着手したのち内装材の撤去後等に、入札説明書に記載されない補修すべき箇所が発見された場合は本項が適用されると理解してよろしいでしょうか。	(質問No.098参照)
100	016	4	42	5		本件改修工事の実施	「乙に費用の減少が生じたときには」の費用には、融資を組換えるための費用(金利スワップ組換え費用等を含む)は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	「費用」が増加したか減少したかの判断に際して、社会通念に照らして合理的な範囲の金融費用については「費用」に含まれます。
101	016	4	42	5			「乙に追加的な費用が発生する場合、当該費用増加は甲が負担するものとして、施設整備業務費を増加して」とありますが、県から受領した既存図・参考資料等と現況が食い違っていたと判明した場合についても「追加的な費用が発生する場合」として認めていただけると理解してよろしいでしょうか。	(質問No.098参照)
102	017	4	43	2			改修工事においても、工事用電気は、工事側にて調達しなければならないのでしょうか。一部既存施設の電源を利用することは可能でしょうか。	工事側にて調達してください。

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
103	017	4	45	1			中間確認において破壊が必要な理由についての通知は、事前の通知という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	017	4	45	2			検査の結果問題のないことが判明した場合の復旧費用は甲の負担としていただけないでしょうか。	第55条第1項に定める破壊検査は、建設業務及び工事監理業務の実施に疑義があると合理的に認められる場合であり、かつ、最小限度としてことから、第45条第2項については原文のとおりとします。
105	018	4	46	1		部分使用について	部分使用部分については、甲が別途火災保険等の措置を講じると理解してよろしいでしょうか。また、部分使用する箇所に甲が設置する什器・備品及び書類等の管理は甲の責任において行うと理解してよろしいでしょうか。	本条は、「部分引渡し」ではなく、あくまで乙の任意の承諾を前提とする「部分使用」に関して規定しており、乙の管理責任はなくなりません。後段については、ご理解のとおりです。
106	018	4	46	3		仮使用	甲は引き渡し前に施設を使用することができるとありますが、仮使用に関する許認可は甲が取得し、乙が協力するという点でよろしいでしょうか。また費用が発生した場合は甲の負担と考えてよろしいでしょうか。	仮使用に関して甲が許認可を取得すべき場合はないと認識しておりますが、仮に甲が許認可を取得しなければならなかった場合の費用は、甲負担です。
107	018	4	46	3			甲が負担する「必要な費用」とは、乙に生じた損害の填補分を含む、原状回復に必要な一切の費用という理解で宜しいでしょうか。	乙に生じた損害の填補分を含む原状回復に必要な費用を含みますが、合理的な範囲のものに限ります。
108	018	4	47	1			乙が甲の搬入作業への協力のためスケジュール調整を行い、当該調整に起因して第58条に規定されている引渡遅延に該当した場合には、乙は免責されるの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、県は、第68条の引渡遅延が起らないようにスケジュール調整をする予定です。
109	018	4	47	2		医療機器・医療情報システム・備品の搬入	前項の場合に拘らず、双方協議により負担する、しないを決めることは出来ないでしょうか。理由としては、乙の病院施設整備業務に密接に関連する場合の定義が曖昧であると思われます。	原案のとおりとします。病院施設整備業務に密接に関連する場合とは、主に工程に影響を与える場合を想定しており、乙の協力内容もスケジュール調整や関係者との協議などと想定され、それに要する費用は乙に負担していただきたいと考えています。
110	018	4	47	2			乙が負担する想定される費用の種類、内容をご教示願います。	スケジュール調整や甲又は製造・販売業者との協議に要する費用などが想定されます。
111	018	4	47	2		備品搬入の協力範囲について	乙が協力する範囲はスケジュール調整や作業所内でのルール等の指導であり、搬入の為の養生材・重機・電気使用料・梱包材等の処分費等は甲あるいは甲が別途発注する業者の負担と理解しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	018	4	47	2		乙の損害について	1項にて調整したスケジュールを、甲あるいは甲が別途発注する業者の責めに帰すべき事由で変更・遅延した場合、それによる乙の損害は甲あるいは甲が発注する業者が負担すると理解しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	018	4	47	2		費用は、乙の負担とする	実際の搬入作業は専門業者あるいは納入業者（メーカー等）が実施すると想像しますが、その場合に費用の応分の負担をこれら業者に求めることは可能でしょうか。	乙の負担とする費用は、スケジュール調整など甲に協力する際に要する費用であり、甲が納入業者に依頼するなどして実施する搬入作業に要する費用は、甲の負担となります。
114	018	4	48	1			竣工検査の対象たる「本件工事対象施設」には、仮設プレハブ研修棟は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	含まれます。別紙2の104、106、111をご参照下さい。
115	018	4	49	2			検査の結果問題のないことが判明した場合の復旧費用は甲の負担としていただけないでしょうか。	(質問No.104参照)
116	019	4	49	6			改修、解体、新設の各対象施設のうち、いずれか一つの本件工事対象施設の引渡し遅延をもって即第58条第4項が適用されるとするのは厳しいものと存じます。供用開始(平成25年6月及び平成26年12月)に支障をきたさない範囲で対象施設の限定をお願いできませんでしょうか。	原案のとおりとします。
117	019	4	53				本条で規定された者による負担でカバーされていない増加費用が生じた場合の対応(例えば乙の無過失の場合等)について、どのようにお考えでしょうか。ご教示下さい。	ご質問の趣旨が不明ですが、甲の責めに帰す場合は第63条第1号が適用され、法令変更や不可抗力による場合は第63条第3号が適用されます。第三者の責めに帰すべき場合は、乙が直接当該第三者に増加費用を請求して下さい。

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
118	020	4	53	1	1	工期の変更に伴う費用負担等	「遅延損害金」とは、費用以外のペナルティーの意味でしょうか？定義に加えていただくことは可能でしょうか？	第63条第1号を以下のとおり修正します。 「甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用を甲が負担する。」
119	020	4	54			第三者に発生した損害	乙が善良なる管理者の注意義務を果たしている限り、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担するものと考えてよろしいでしょうか？	ご質問にある騒音等による第三者への損害については、その騒音等の起因者において対応すべきものであり、当該損害は甲の負担すべき損害ではありません。
120	020	4	54	1			第三者に生じた損害を乙が賠償するとされておりますが、本条は、第三者の損害につき乙に帰責性がある場合を規定しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	020	4	54	1			本件工事について、第三者に損害が生じた場合について、その責任が甲乙いずれにあるが明確な切り分けが困難な場合には、どのような方法により帰責者を特定するのでしょうか、ご教示下さい。	第167条の係争調整会議、訴訟による解決等が考えられます。
122	020	4	54	3		第三者に発生した損害等	乙は、甲からの請求を受けた場合には速やかに支払わなければならないとありますが、甲の責めに帰すべき事由により生じたものは除かれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	020	4	54	3			甲の乙に対する求償についてのみ規定されておりますが、乙の甲に対する求償を禁止する趣旨ではなく、乙の甲に対する求償も可能という理解でよろしいでしょうか。	甲の責めに帰すべき事由により第三者に発生した損害について乙がそれを支払った場合の乙の甲に対する求償権については制限していません。
124	020	4	54	3			「甲が第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる」との記載がありますが、これは乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を発生させた場合に限り、甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害を発生させた場合には乙に対して求償しないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	020	4	54	3			本条第2項として「前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音及び振動、臭気、ほこりその他の事由により第三者に損害が生じた場合、甲が当該損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち工事の施工について乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。」を追記して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 (関連質問No.119参照)
126	020	4	55				不可抗力が重畳した場合でも、損害額の加算はないという理解でよろしいでしょうか。	別紙16の2(1)をご参照下さい。
127	020	4	55	3		不可抗力による損害	「合理的な範囲」には、融資を組換えるための費用(金利スワップ組換え費用等を含む)は含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	社会通念に照らして合理的な範囲の金融費用については含まれます。
128	020	4	56	1		新設工事対象施設の引渡	本施設に関する不動産取得税は、仮に引き渡し前に県等による部分使用が発生した場合でも、SPCには課税されない、と覚えてよろしいでしょうか？	不動産取得税が課税されるかどうかは、実際の部分使用の態様によっても左右されると考えられるため、一概にはいえません。第56条第1項のとおり甲の部分使用は、乙の承諾を前提としていますので、課税の有無に関して疑義がある場合は、乙において県の税務当局に照会していただく必要があります。
129	020	4	56	2		保存登記	保存登記費用は甲の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	020	4	56	2		保存登記	保存登記に関する費用は県の負担と考えてよろしいでしょうか？	(質問No.129参照)
131	021	4	57				本件改修工事対象施設の引渡しにより、乙が甲に占有権を移転するとされていますが、改修工事部分については、始めから甲に所有権が帰属しているという理解でよろしいでしょうか。	本件改修工事対象施設に附合したものについては、工事の時点で甲に所有権が帰属します。

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
132	021	4	58	4			改修、解体、新設の各対象施設のうち、いずれか一つの本件工事対象施設の引渡し遅延をもって即違約金支払い対象とするのは厳しいものと存じます。供用開始(平成25年6月及び平成26年12月)に支障をきたさない範囲で対象施設の限定をお願いできませんでしょうか。	原案のとおりとします。
133	022	4	59	1			「本件改修工事対象施設」の瑕疵は、改修工事対象部分に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。明確化のため、第69条第1項を以下のとおり修正します。 「甲は、本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設(乙による本件改修工事部分に限る。以下本条において同じ。)に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。」
134	022	4	59	1		改修工事対象施設の瑕疵について	本項に定める「本件改修工事対象施設の瑕疵」には、既存躯体部分の瑕疵(経年劣化)及び既存躯体の瑕疵(経年劣化)に起因した乙施工部分における破損・汚染・変形等は含まれないと理解しますがよろしいでしょうか。	(質問No.133参照)
135	022	5					本章は「医療機器及び一般備品調達関連業務」に関する章ですが、第60条から第65条の各条文のタイトル及び本文内に「一般備品」の文言が見当たりません。各条文のタイトル及び本文内の適所に「一般備品」の文言も追記して頂けないでしょうか？	別紙2の13「医療機器等」の定義をご参照下さい。
136	022	5	60			調達関連業務の時期	[(時期)]とありますが、入札公告時には明確になると考えてよろしいでしょうか？そうでない場合は、(時期)はどのように考えればよろしいでしょうか？	医療機器等調達関連業務の各種スケジュールについては事業者側の提案事項ですので、提案内容を踏まえ、具体的な期日を県及び事業者間の協議の上定めることとなります。当該業務が円滑かつ確実に実施できるよう、留意してご提案ください。なお、第70条第1項の「[(時期)]」を「別途甲との協議により定める日程に従い」と変更します。
137	022	5	61			医療機器等調達関連協力企業	医療機器等調達関連協力企業として複数社を採用することは可能でしょうか。	複数採用は可能です。
138	023	5	62	1			医療機器等調達関連協力企業をして総括責任者を設置させてもよいという理解でよろしいでしょうか。	可能です。ただし、利益相反が懸念されますので、利益相反が回避できるような仕組み等も併せてご提案ください。
139	023	5	62	1		医療機器等調達関連業務の総括責任者及び業務担当者	医療機器等調達関連協力企業を採用した場合、医療機器等調達関連業務の総括責任者及び業務担当者として医療機器等調達関連協力企業に籍がある者を選定してよろしいでしょうか。	(質問No.138参照)
140	023	5	62	1		総括責任者の配置時期	[(時期)]とありますが、入札公告時には明確になると考えてよろしいでしょうか？そうでない場合は、(時期)はどのように考えればよろしいでしょうか？	(質問No.136参照)
141	023	5	62	2		医療機器等調達関連業務の総括責任者等	[(時期)]から運営業務開始日から6ヶ月経過以降は、医療機器等調達関連業務に係る総責任者及び業務担当者は、配置不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	023	5	62	2			医療機器等調達関連業務に係る総責任者は業務担当者も兼務できると理解して宜しいでしょうか。	平成19年8月24日公表版の調達関連業務の要求水準書(案)に示すとおり、当該業務が円滑かつ確実に実施できることが前提となりますが、総責任者と業務担当者の兼務は可能です。
143	023	5	62	2			医療機器等調達関連業務に係る総責任者及び業務担当者のそれぞれの配置形態を想定の範囲内でご教授ください。	当該業務が円滑かつ確実に実施できる限りにおいて、本事業に選任で配置して頂くことは求めません。また、調達関連業務の要求水準書にも示すとおり、院内での常勤は求めておらず、また他の業務担当者と兼務することも可能です。

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
144	023	5	63	1		計画書の提出時期	[(時期)]とありますが、入札公告時には明確になると考えてよろしいでしょうか？そうでない場合は、(時期)はどのように考えればよろしいでしょうか？	調達関連業務の要求水準書(案)に示す「医療機器等調達業務計画書」は「当該業務を着手する30日までに」、「医療機器等調達年度業務計画書」については「前年度の2月末までに」に提出して頂くことを想定しております。 なお、入札公告時に公表する統括マネジメント業務の要求水準書も併せてご確認ください。
145	023	5	63	5			甲が「合理的に満足する形式及び内容」とありますが、その具体的内容につきご説明願えますでしょうか。または、甲の側で様式等を作成されるご予定はございますでしょうか。	現在、甲が入札を実施する際に作成している入札仕様書を想定しておりますが、医療機器等の性能仕様や性能が確認できる構成品の内訳が記載されておれば、形式は問いません。従って、甲の側で様式等を作成する予定はございません。
146	024	5	64	1	(2)		機能が同等若しくは下落した場合、価格上昇が事業者のリスクとされていますが要求水準書P.12(エ)の表と同じ扱いとしていただけないでしょうか。	事業契約書(案)の記載を正としてください。なお、平成19年8月24日公表版の調達関連業務の要求水準書(案)の記載方法を修正の上、入札公告時に公表いたします。
147	024	5	64	1		費用負担	(2)(3)に関し、価格が下落した場合には調達時点の価格、価格が上昇したときには入札時の価格で調達する、との規定は、価格上昇リスクが一方的に民間側とされていると考えます。このような規定とした理由をご教示ください。また、上昇したときでも調達時点の価格で調達すべきと考えますが、いかがでしょうか？	前段については、本来であれば入札条件を遵守して入札時の提案価格で調達することが前提となりますが、実際の購入時点との時間リスク、医療機器の陳腐化リスク等を鑑み、長期包括契約の抱えるリスクを細分化したという経緯です。 後段については、時間リスク・陳腐化リスク等を考えると、機能の上昇を伴わない価格の上昇は、ほとんど起こりえないと考えております。 それは、機能の上昇、下落の判断基準については、単に機器の性能による比較だけでなく、当該機器を用いて行う医療の位置づけ等総合的な観点から比較することを想定しており、機能が同一で価格が上昇した機器を購入することは、甲にとって望ましいことではないと考えているからです。 よって、仮に、甲からそのような機器の調達要望があった場合には、乙において、その原因を追究し、積極的に代替機器の提案等をしていただくことを期待します。
148	024	5	64	1	(1)		最終調達品の価格を協議できるのは、①価格＝上昇&機能＝上昇、というケースでよろしいでしょうか。この場合、機能の上昇下落の判断は何方がどう基準で行われるのでしょうか。	前段については、対応原則としてはご指摘のケースだけでなく、市場価格が下落したケースについても、「実際の購入時点における市場価格からの見積価格の値引率が、入札時点における市場価格からの入札価格の値引率を下回らないこと」を前提として協議事項となります。それ以外のケースについても、事業者から明確な根拠を伴う申し入れがあれば、県は真摯に協議に応じます。 後段については、事業契約締結までに可能な範囲で整理する予定ですが、実際は購入段階において、事業者側が実施する市場調査及び市場価格証明の結果と、別途県が有する情報等をもとに協議し、当該協議の結果を踏まえて県が判断することとなります。
149	024	5	64	1	(2)		最終調達品を入札時の価格で調達しなければならないのは、①価格＝上昇&機能＝同等or下落、②価格＝同一&機能＝上下に関わらず、というケースでよろしいでしょうか。この場合、機能の上昇下落の判断は何方がどう基準で行われるのでしょうか。	前段については、原則としてはご理解のとおりです。 後段については、質問No.148参照。
150	024	5	64	1	(3)		最終調達品を入札時から見直した価格で調達しなければならないのは、価格＝下落&機能＝上下に関わらず、ということでしょうか。この場合、機能の上昇下落の判断は何方がどう基準で行われるのでしょうか。	(質問No.149参照)
151	024	5	64	2			最終選定医療機器等リストに記載された医療機器等の価格が上昇している場合に、最終選定医療機器等リストに記載された医療機器等を入札時の価格で調達するというのは、増加額については甲が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご質問にあるケースで、入札時より実際の購入時の方が機能が上昇している場合は県・事業者間の協議事項です。ご質問の趣旨は機能が同等乃至下落した場合の価格面の対応方法と存じますが、そのような場合は原則として差額分を県が負担せず、事業者側が入札価格で調達することとなります。
152	025	5	65	1	(7)	医療機器の調達および設置	最終選定医療機器等リストの確定が甲の責めにより遅れ、それにより設置が遅延した場合には、乙には損害賠償責任はないという理解でよろしいでしょうか。また、それにより施設整備の負担が発生した場合には、乙は甲に対し費用を請求できるとして項目を追加していただけないでしょうか。	遅れの度合いにもよりますが、県側の帰責性が明白であり、かつリスト作成の要因だけで遅延が生じた場合はご理解のとおりです。 ただし、基本的には、事業者には準備段階において、医療機器整備に関する検討委員会を設置し、県と協議を行い、必要な期間内に合意形成をすることも要求水準として求めていますので、各種決定の遅れが一方的に県の責によるものとは成り得ないと考えております。

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
153	024	5	65	2			「前三項」とは、何をさすのでしょうか？	第75条第2項の「前三項」を「前項」に修正します。
154	025	5	65	4			検査又は検取について、合否の判断基準はお示し頂けるのでしょうか。	プロセスとしては、まず県及び事業者間で合意した「機能仕様書」を事業者側が作成し、それをもとに県が「検取調書」を作成します。なお、「機能仕様書」と「検取調書」はほぼ同様の内容となります。県は事業者及び納入事業者の立会いのもと、「検取調書」に記載された機能・構成部品等が満たされているかを確認し、判断することとなります。
155	024	5	65	6			医療機器等の譲渡予定日(所有権移転日)は、一号館供用開始予定日近辺に一括して設定されるとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおり一括で譲渡して頂きます。なお、譲渡予定日は、1号館引渡予定日と同様、平成25年3月15日とします。
156	024	5	65	6			医療機器及び一般備品の甲による使用は、当該医療機器及び一般備品の所有権が乙から甲に移転するまでは開始されないとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
157	025	5	66	1		瑕疵担保責任	瑕疵担保責任の範囲は、事業者が調達する機器のみであり、別途県が直接購入する機器は対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	025	5	66	1			「譲渡日」は、納品月の当月末と考えてよろしいでしょうか。	乙から甲へ医療機器等が実際に譲渡された日をいいます。
159	025	6	67			医薬品調達関連協力企業	医薬品調達関連協力企業として複数社を採用することは可能でしょうか。	複数採用は可能です。
160	026	6	69			医薬品調達関連業務の総括責任者及び業務担当者	医薬品調達関連協力企業を採用した場合、医薬品調達関連業務の総括責任者及び業務担当者として医薬品調達関連協力企業に籍がある者を選定してよろしいでしょうか。	可能です。ただし、利益相反が懸念されますので、利益相反が回避できるような仕組み等も併せてご提案ください。
161	026	6	69	1			医薬品調達関連協力企業をして総括責任者を設置させてもよいという理解でよろしいでしょうか。	(質問No.160参照)
162	027	6	72	4		医薬品ベンチマークの設定等	協議が伴わない場合～公が合理的に決定するものとありますが、特に薬価改定等、医療関連法制度等に係る外部的な要因の場合、6月末までに価格を確定させることは、保証できるものではありません。よって、時期の検討ならびに合理的に決定するとの合理性、およびその方法についてお教え願います。	まず前提として、6月末までに価格が必ず決定するとは考えておりませんが、薬価改定の影響を受けた市場及び他病院の動向について、一定程度把握することはできるので、ベンチマーク・基準の設定を行うことは可能と考えております。また、予測不可の事象が発生した場合に対処するために、基準の見直しに係る協議の場を設けております。調達関連業務の要求水準書の別紙等をご確認ください。
163	027	6	72	5		医薬品ベンチマークの設定等	医薬費調達関連業務に係る部分のみを解除することができる とありますが、よく理解できませんので、再度ご説明願います。	医薬品調達関連業務の委託を終了させるという意味です。
164	027	6	72	6	2		薬価改定等の医療関連基準・法規の変更も、(2)に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	薬価改定や診療報酬改定等の影響を考慮して基準設定を行いますので、薬価改定等の医療関連基準・法規の変更は第85条第6項第2号には含まれません。
165	027	6	72	6	3		乙に生じる損害はSPCが直接そのリスク回避に関与しづらい事態が想定され、同(3)の部分は削除及び同部分の費用は甲にてご負担頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
166	028	6	73	6			薬品・診療材料の所有権は、薬品卸業者・診療材料等卸業者から、直接、県に対して移転するという理解で宜しいでしょうか(事業者は所有しない。)	SPCにおいて薬事法に定める卸売販売業の許認可を取得しない場合は、ご理解のとおりです。
167	028	6	73	7		医薬品の調達及び納品	「甲に損害」の「損害」とはどのような事を想定されていますか。具体的にお示し下さい。	例えば、必要な医薬品がないことにより、患者への治療遅延による損害発生が想定されますが、現在までそのような問題は発生しておりません。医薬品の調達業務において、安定供給は最重要事項ですので、そのようなことが発生しないように、万全の体制を構築していただきたいと考えております。

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
168	028	6	73	8		医薬品の調達及び納品	納品に関して必要な事項について直接指示できるとありますが、必要な事項とは具体的に何を指すのか教えてください。	医薬品に係る情報の提供依頼、納品現場にて納品場所に関する具体的な指示、県が直接調達する薄外医薬品の調達・納品を依頼することなどを想定しています。
169	028	6	73	8		甲による直接指示について	甲が医薬品卸業者に対して直接指示をした内容に起因して乙の医薬品調達業務に支障が生じた場合は、甲は乙に生じた損害を賠償すると理解してよろしいでしょうか。	SPCにおいて薬事法に定める卸売販売業の許認可を取得しない場合において、第73条第8項の指示に基づき乙に損害が発生することはないと考えています。
170	028	6	73	9			「事業者と医薬品卸業者との間で締結する業務委託契約において必要な事項を規定しなければならない」との記載がありますが、必要な事項とは具体的にどのような事項でしょうか？	第86条第1項、第2項、第4項ないし第6項及び第8項並びに第76条の事項です。 第86条第9項の「前7項記載の」を「第1項、第2項、第4項ないし第6項及び第8項並びに第89条に規定された」に修正します。
171	028	6	74	3			「事業者は医薬品調達予定リスト記載の医薬品の変更を行うことができる」との記載がありますが、当該変更には県側の承認等は要らないとの理解で宜しいでしょうか？	県側の承認事項ですが、特に事業者に対して期待している部分ですので、積極的かつ有効なご提案を期待します。
172	028	6	75			瑕疵担保責任	医薬品に関しては、瑕疵担保責任は乙には発生せず、あくまでも甲と医薬品卸業者との間で発生するものと考えてよろしいでしょうか？	SPCにおいて薬事法に定める卸売販売業の許認可を取得しない場合は、ご理解のとおりです。
173	029	6	77			診療材料調達関連協力企業	診療材料調達関連協力企業として複数社を採用することは可能でしょうか。	複数採用は可能です。
174	030	6	79			診療材料関連業務の総括責任者及び業務担当者	診療材料調達関連協力企業を採用した場合、診療材料調達関連業務の総括責任者及び業務担当者として診療材料調達関連協力企業に籍がある者を選定してよろしいでしょうか。	可能です。ただし、利益相反が懸念されますので、利益相反が回避できるような仕組み等も併せてご提案ください。
175	030	6	79	1			診療材料調達関連協力企業をして総括責任者を設置させてもよいという理解でよろしいでしょうか。	(質問No.174参照)
176	031	6	82	6	2		薬価改定等の医療関連基準・法規の変更も、(2)に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	薬価改定や診療報酬改定等の影響を考慮して基準設定を行いますので、薬価改定等の医療関連基準・法規の変更は第98条第6項第2号には含まれません。
177	031	6	82	6	3		乙に生じる損害はSPCが直接そのリスク回避に関与しづらい事態が想定され、同(3)の部分は削除及び同部分の費用は甲にて負担頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
178	032	6	83	9			「事業者と診療材料卸業者との間で締結する業務委託契約において必要な事項を規定しなければならない」との記載がありますが、必要な事項とは具体的にどのような事項でしょうか？	第99条第1項、第2項、第4項ないし第6項及び第8項並びに第102条の事項です。 第99条第9項の「前7項」を「第1項、第2項、第4項ないし第6項及び第8項並びに第102条」に修正します。
179	032	6	84	3			「事業者は診療材料調達予定リスト記載の診療材料の変更を行うことができる」との記載がありますが、当該変更には県側の承認等は要らないとの理解で宜しいでしょうか？	県側の承認事項ですが、特に事業者に対して期待している部分ですので、積極的かつ有効なご提案を期待します。
180	032	6	85			瑕疵担保責任	診療材料に関しては、瑕疵担保責任は乙には発生せず、あくまでも甲と診療材料卸業者との間で発生するものと考えてよろしいでしょうか？	SPCにおいて薬事法に定める卸売販売業の許認可を取得しない場合は、ご理解のとおりです。
181	032	6	86			准備品・消耗品調達関連協力企業	准備品・消耗品調達関連協力企業として複数社を採用することは可能でしょうか。	複数採用は可能です。
182	033	6	87			准備品・消耗品関連業務の総括責任者及び業務担当者	准備品・消耗品調達関連協力企業を採用した場合、准備品・消耗品調達関連業務の総括責任者及び業務担当者として准備品・消耗品調達関連協力企業に籍がある者を選定してよろしいでしょうか。	可能です。ただし、利益相反が懸念されますので、利益相反が回避できるような仕組み等も併せてご提案ください。
183	033	6	88				准備品・消耗品については、調達リストを作成しないことから、甲の要求による変更はなく、よって変更による費用の増減もないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
184	033	6	88	1			準備品・消耗品調達関連協力企業をして総括責任者を設置させてもよいという理解でよろしいでしょうか。	(質問No.182参照)
185	034	7	90	1			「総括責任者」と要求水準書(案)第2 要求水準 4 運営業務(1)総論で定義される「統括責任者」及び「現場責任者」との相違点をご教示願います。	本条で規定する「総括責任者」は要求水準書(案)第2 要求水準 4運営業務(1)総論で定義される「統括責任者」と同義語です。運営業務の要求水準書の表記を「統括責任者」から「総括責任者」へ変更いたします。なお、「現場責任者」の定義は運営業務の要求水準書に規定する通りです。
186	034	7	91				運営開始日(予定日は平成25.6.22、1号館供用開始日)から、既存棟も含めて乙が運営業務を始める。すなわち、準備を除いて、従前の業者との複合で業務を行う期間はないと理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	034	7	91			運営業務開始準備	「乙は、運営業務開始予定日から確実に運営業務を開始できるよう、運営業務開始予定日までに、自己の責任及び費用において、必要な運営業務を開始するための準備を行わなければならない。」とありますが、現行委託企業との既存施設の維持管理業務にかかる引継ぎスケジュール策定を致したく、現行委託企業の業務終了日をご教示願います。	現行委託企業による業務は、平成25年3月31日から同年6月21日までの間に終了すると想定されますが、現行委託企業との契約は単年度契約であり、現時点で確定した日を申し上げることはできません。
188	034	7	92	1			甲が移転作業のスケジュール作成を行うとされていますが、当該スケジュールは事前に開示されることは予定されておりますでしょうか。	事業契約締結後に作成することを予定しており、入札手続き段階での開示は予定していません。
189	034	7	92	1			「移転スケジュールの作成は県が行う」とされていますが、基本的に1号館の引き渡し予定日は平成25年3月15日、運営業務の開始日は平成25年6月22日、から大幅にずれることはないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	034	7	92	2		移転作業にかかる特則	合理的な範囲で協力 とありますが具体的にはどのようなことを想定されているのかお教え願います。	(質問No.191参照)
191	034	7	92	2			移転作業にかかる合理的な範囲での協力とは具体的にどのような協力でしょうか。乙の人員が労働する場合はその給与、交通費等諸経費を甲が負担することをお考えでしょうか。	例えば、要求水準書 統括マネジメント業務9頁に記載されているような協力を行っていただくことを考えております。 なお、開院前の諸準備は事業者としても当然に必要な業務との認識を持っていますので、それに際して要する諸経費を別途県側が負担するという考えはありません。
192	034	7	92	2			「合理的な範囲で協力しなければならない」との記載がありますが、当該協力により発生する費用については別途甲より支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	(質問No.191参照)
193	034	7	93			習熟訓練	医療機器等の取扱説明を行うのは、乙の調達整備範囲でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	034	7	93				乙が甲の職員に対し取扱説明しなければならないのは、乙が調達した医療機器等であり、これには現病院施設から移設した医療機器等は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	034	7	93	1		医療機器等	乙が行う取扱説明の対象として「医療機器等」とありますが、具体的に何を想定されているでしょうか？また、「等」とは具体的にどのようなものを想定されているでしょうか？	別紙2の13「医療機器等」の定義をご参照ください。
196	035	7	94	1			運営前リハーサルは県側が主体的に行うものと理解致しますが、費用についても県側が負担して頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	リハーサルは、甲が自己の責任と費用において主体的に行いますが、合理的な範囲である乙の協力に対して別途費用負担することは考えていません。
197	035	7	94	1			運営前リハーサルとは具体的にどのような事を想定されてますでしょうか。	(質問No.199参照)
198	035	7	94	2		運営前リハーサル	合理的な範囲で協力 とありますが具体的にはどのようなことを想定されているのかお教え願います。	(質問No.199参照)

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
199	035	7	94	2			運営前リハーサルにかかる合理的な範囲での協力とは具体的にどのような協力でしょうか。乙の人員が労働する場合はその給与、交通費等諸経費を甲が負担することをお考えでしょうか。	例えば、次期医療情報システムの演習では、受付業務や会計業務を担う委託職員はシステムを実際に使用するわけですから、主体的に参加する必要があります。また、部署別リハーサルあるいは部署間連携リハーサル、患者移送リハーサルなどに際しても必要に応じ、リハーサル計画の策定も含め、主体的に参加したりサポートしていただくことになります。ただし、「運営前リハーサルにかかる合理的な範囲での協力」がこれに限られるわけではありません。 なお、開院前の諸準備は事業者としても当然に必要な業務との認識を持っていますので、それに際して要する諸経費を別途県側が負担するという考えはありません。
200	035	7	95	1		運営業務実施体制の確認	「運営協力企業その他第三者に委託する場合」とありますが、「運営企業その他第三者」とは、SPCから直接業務を委託する企業を指していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	035	7	97	1			乙が「自己の責任及び費用において、…保険に加入し、又は運営等協力企業等をして加入させる」とありますが、運営等協力企業等に保険加入させる場合には、運営等協力企業等が当該保険契約にかかる保険料を支払うことも可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	036	7	98	3			甲の責めに帰すべき事由に起因して運営開始日が遅延した場合に運営期間の終期は延長されるのでしょうか。仮に延長されず実質的な運営期間が短縮された場合、甲が負担する合理的な増加費用に事業者側の逸失利益は含まれるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、運営開始日が遅延した場合においても、本契約期間終了日を変更することはありません。 後段については、増加費用に逸失利益は含まれません。
203	036	7	98	3			甲帰責によって遅延が生じた場合には、運営終了日も変更されるという理解で宜しいでしょうか。また、逸失利益についても賠償を受けることができるという理解で宜しいでしょうか。	(質問No.202参照)
204	038	7	102	1		年度運営業務計画書の提出	当該条項にて、業務開始初年度と2年目以降の事業年度における計画書提出期限を変えて設定している主旨について、御教示願います。	第122条に規定された期限について、初年度は、業務開始予定日の属する年度の前年度の9月まで、2年目以降は、年度開始の30日前までに変更します。 なお、初年度の計画書は当該計画書が要求水準及び事業者提案を満足しているかどうかを詳細に確認するため提出期限を早めており、2年目以降は変更点等の確認を行えば足りると考え提出期限を遅く設定しています。
205	038	7	103	1			日報は毎日提出することが要求されるとの理解で宜しいでしょうか？ そうであるならば、その提出期限(翌日の●時まで等)をご教示ください。	日報は、提出ではなく県が常に閲覧可能な状態に保管しておくことを求めます。 第123条第1項を以下のとおり変更します。 「乙は、運営期間中、要求水準書に基づき、各運営業務ごとに、本件病院施設の運営業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の運営業務に係る日報を作成及び保管し、甲の閲覧に供しなければならない。」
206	038	7	103	1		運営業務日誌の提出	乙は運営業務日誌を作成・保管しますが、その甲への提出については毎日行なうのではなく、甲が必要と判断して乙に求めた場合に提出する、との理解でよろしいでしょうか。	(質問No.205参照)
207	039	7	107	2		情報管理関連業務に係る特則	乙が、甲に接続する場合のみを記載されておりますが、甲が乙に対して接続を要望する場合もあると思われれます。甲側の意向に基づく接続についての記載は必要ないでしょうか？	事業者が持ち込むシステム(情報システム)と医療情報システムとを接続するかどうかは、業務を遂行する事業者が判断するものとの考えから、要求水準書では接続費用を事業者負担としています。その考えから、本項を規定したものであり、修正の考えはありません。
208	039	7	107	3		情報管理関連業務に係る特則	この条項に書かれている逆の事象も発生すると思われれますが如何でしょうか？	(質問No.207参照)
209	040	7	109	1			「●年間の中長期修繕計画を当該計画開始年度の前年度●月末までに甲に提出」とあります。また、要求水準書(案)では「更新時期が15～20年となるような更新業務の実施」は県(本事業の範囲外)で、事業者は、「必要な助言・提案等を行うこと」とあります。したがって、事業者が行う中長期修繕計画の中に、仮に更新時期が15年以上となる項目が含まれていても、それらの費用は算出する必要はないと理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
210	040	7	109	3			「協議が整わなかった場合、乙は甲が提示する案に従うものとする」とありますが、その提示案のため計画予算から費用の増加が発生した場合は、甲がその増加分を負担すると理解してよいでしょうか。	第130条第5項をご参照下さい。
211	040	7	109	3			本項における費用負担については、どのように考えたら宜しいでしょうか。	(質問No.210参照)
212	041	1	3	2		善管注意義務	全事業期間を通じて、万一、乙の責めに帰すべき事由により、甲の所有する本件病院施設等を損傷させた場合は、まず甲が加入される建物共済等により損失を補償し、それで不足する損害・増加費用につき乙に対して損害賠償請求するという考え方でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
213	041	1	3	2		善管注意義務	貴病院運営に関して、加入している(あるいは加入予定)の保険・共済等の種類及びその概要につきご教示ください。特に施設損害に関連する建物共済につきましては、補償金額、補償する損害の種類、求償権行使の考え方等についても、ご教示ください	現在次の共済及び保険に加入しており、新病院においても、引き続き加入する予定です。 ①建物共済 ・加入申込先 (財)都道府県会館 ・共済目的物 建物、医療機器 ・共済責任額 11,747,683千円 ・共済責任の範囲 以下の事象による損害 火災、落雷、破裂又は爆発、風水害・水害・雪害等の自然災害、車輛の飛び込み等、航空機の墜落若しくは接触又は航空機からの物体の落下、暴力行為 ②病院賠償責任保険 ・加入申込先 (社)全国自治体病院協議会 ・保険会社 (株)損害保険ジャパン ・補償限度額 医療行為に基づく事故 対人 1事故につき2億円(1億円) 1年間につき6億円(3億円) 医療施設の使用管理上の事故及び給食等による事故 対人 1名につき2億円(1億5千万円) 1事故につき40億円(15億円) 対物 1事故につき4千万円(3千万円) 注:()内はドクターカー なお、求償権の考え方については、各加入申込先等に照会してください。
214	041	7	110			臨機の措置	臨機の措置とはそもそもどのような事象を想定されておられるのでしょうか?	要求水準書、事業者提案、業務仕様書等の記述からは一見明白には乙の業務と解せないようなことであっても、事故拡大防止、事故発生予防の観点からひとまず措置を実施しなければならないような事象です。
215	041	7	110	5	3		「乙による運營業務等に係るサービス対価の範囲に属するものと合理的に判断される部分」というのは、具体的にどのような部分になるでしょうか。考え方をご教示下さい。また、同号により、合理的な増加費用と認められなかった増加費用についての負担者についてのお考えをご教示下さい。	前段については、社会通念に従って合理的に判断します。 後段については、第131条第5項をご参照下さい。
216	041	7	111		1		賠償の範囲に逸失利益を含まない理由はどのようなものでしょうか。甲帰責の場合ですので、含むものとして頂けないでしょうか。	第132条第1号を以下のとおり修正します。 「甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用及び損害を甲が負担する。」
217	041	7	112	1			第三者に生じた損害を乙が賠償するとされておりますが、本条は、第三者の損害につき乙に帰責性がある場合を規定しているという理解でよろしいでしょうか。また、通常避けることのできない騒音・振動等による損害については、事業自体が有するリスクですので、甲の負担として頂けないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、ご質問にある騒音等による第三者への損害については、その騒音等の起因者において対応すべきものであり、当該損害は甲の負担すべき損害ではありません。
218	041	7	112	1			運営期間中に第三者に損害が生じた場合について、その責任が甲乙いずれにあるが明確な切り分けが困難な場合には、どのような方法により帰責者を特定するのでしょうか、ご教示下さい。	第167条の係争調整会議、訴訟による解決等が考えられます。

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
219	041	7	112	1		第三者に発生した損害	乙が善良なる管理者の注意義務を果たしている限り、運営業務に伴い通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担するものと考えてよろしいでしょうか。	(質問No.217参照)
220	041	7	112	1		第三者に発生した損害等	ヘリポートを利用するヘリコプターの騒音については、本件病院施設等の運営業務等に伴い通常避けることができない騒音に該当するとしても、事業者の責めに帰すべき理由ではなく、第三者に対する損害賠償については、県の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、施設整備に当たって、ヘリコプターの騒音を極力低減できるような方策があれば提案していただきたいと強く希望しています。
221	042	7	112	2		第三者に発生した損害	「甲は(中略)損害を第三者に対して賠償した場合」とありますが、甲が乙の了解のもとで賠償するという理解でよろしいでしょうか。	甲が第三者から直接訴訟において損害賠償請求を受けたような場合であって甲が敗訴したような場合等は乙の了解を得て賠償することは想定しておりませんが、可能な限り事前に乙と協議をするようにする予定です。
222	042	7	112	2			甲が求償できるのは、乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限定されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
223	042	7	112	2			「甲が第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる」との記載がありますが、これは乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を発生させた場合に限り、甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害を発生させた場合には乙に対して求償しないとの理解で宜しいでしょうか。	(質問No.222参照)
224	042	7	112	2			本件病院施設等の運営業務等に伴い通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に損害を発生させた場合についても事業者の責任との記載がありますが、当該損害については甲の負担として頂けないでしょうか。	(質問No.217参照)
225	043	9	116	2			検査の結果問題のないことが判明した場合の復旧費用は甲の負担としていただけないでしょうか。	第137条第2項に定める破壊検査は、建設業務及び工事監理業務の実施又は出来形に疑義があると合理的に認められる場合であり、かつ、最小限度としており、第137条第2項については原文のとおりとします。
226	043	9	116	2			出来形についての検査につき、破壊が必要な理由についての通知は、書面による事前の通知という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	043	9	118	1			施設整備相当額のうち、割賦支払とする対価は、モニタリングによるサービス対価の減額の対象とはならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	043	9	118	3			賠償の範囲に逸失利益を含まない理由はどのようなものでしょうか。甲帰責の場合ですので、含むものとして頂けないでしょうか。	第139条第3項を以下のとおり修正します。 「第159条若しくは第162条の規定又は甲の責めに帰すべき事由により乙が運営業務等の全部又は一部の履行を免れた場合、乙が履行を免れたことにより不要となった費用に相当する金額をサービス対価から減額するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により乙が運営業務等の全部又は一部の履行ができなかったことによる乙の損害賠償の請求を妨げない」
229	043	9	119	1			減額に相当する業務報告書及び業務実績の確認の基礎資料の虚偽記載とは、具体的にどのような内容を想定されているのでしょうか。	客観的事実と報告書等の内容に齟齬がある場合を想定しています。
230	044	10	120	1			要求水準書の内容を変更する権利は甲にのみ与えられ、乙には与えられておりません。利便施設運営業務部分のみ、要求水準書の内容を変更する権利を事業者に付与して頂けないでしょうか。必置施設の経営が赤字になり、そのまま継続することによりSPCの経営に大きな影響を与えるような事態を想定したとき、事業者の判断により要求水準を変更できれば望ましいと考えます。	要求水準書変更の具体的な手続は、別紙13に規定されており、一定の条件のもと乙に拒否権(別紙13の8)が認められていますので、甲が無条件に変更する権利を有しているわけではないことをご確認ください。 また、別紙13の12に、乙からの要求水準書の変更についての提案権が認められていますのでこちらもご確認ください。なお、12の「9、10の規定を準用する」を「10及び11の規定を準用する」に変更します。
231	045	11	122	1	14		「継続」は「係属」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。第143条第1項第14号の「継続」を「係属」に変更します。

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
232	045	11	122	1	16		監査役会を定めるとの記載がありますが、会社法第390条第2項の規定により監査役会は常勤監査役を監査役の中から選定することが必要となり、SPCの経費が増加することとなります。監査役会を(非常勤)監査役へ変更して頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、第143条第1項第16号を以下のとおり修正します。 「乙の定款に会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人に関する定めがあること」
233	046	11	122	2	4, 7		計画に関して近隣住民との約束などはございませんでしょうか。また近隣説明会などで近隣から強く要望されていることなどはないと理解してよろしいでしょうか。	近隣住民との約束として、事業者決定後、日影などの環境への影響を調査し、説明することや、特に地下水位・水質については、工事着手前、工事期間中、工事完了後一定期間調査して説明することを約束している。これらは、事業者に求める事項として要求水準書に記載しています。
234	046	11	123	1	1	株主間協定	「株主間協定」とは、基本協定書案第5条第2項第5号に規定された株主間契約と同義と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
235	046	11	123	1	2		契約締結後10日以内に協力企業及びこれらの使用人が本契約締結に先立ち取得又は届出をすべき許認可を証する書面の写しの提出を求めています。一方では第95条で運営協力企業は運営開始1年前までに決定するとの定めがあります。運営開始は事業契約締結から5年先のことであり、5年後の使用人を定めることは実務的には困難なことであり、本条の協力企業には運営協力企業を含まないとの解釈で宜しいでしょうか。	運營業務開始直前に選定される運営協力企業は含みませんが、既に契約締結時期において運営協力企業が決定しており、当該企業が許認可等を取得している場合にはご提出下さい。
236	047	11	123	3	3		乙の資本金額の記載がありますが、最低資本金の金額は事業者の提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
237	050	12	126	1	1	乙の債務不履行	「乙が本事業の実施を放棄」とみなす根拠については、どのように考えればよろしいでしょうか？	乙による事業の客観的実施状況と、乙による事情停止の表明等の主観的事業を総合的に勘案して判断します。
238	050	12	126	1	3	落札者について	落札者とは、平成19年8月2日公表 実施方針第2・2・(2)入札参加要件確認企業に記載される「応募者等を構成する法人」と同企業を指すと理解しますがよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
239	051	12	127	1	3	重大な義務の不履行	「甲の重大な義務の不履行」ですので、乙からの催告から3ヶ月、という期間は長すぎると考えます。第126条第1項第1号に合わせ、3日としてはいただけないでしょうか？合わせていただけない場合はその理由をご教示ください。	甲は、地方公共団体として、県民に対し安定かつ継続的に医療サービスを提供する責務を負っている立場にあり、営利を目的とする法人である乙とは異なるため、原案のとおりとします。
240	050	12	126	1	4		第105条に関しては、総括書という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
241	052	12	129	3	4	損害の賠償	「合理的な損害の賠償」に、サービス対価として準備した融資を解消するためのプレイクファンディングコスト(金利スワップ解約費用等を含む)は含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	社会通念に照らして合理的な範囲の金融費用については含まれます。
242	052	12	129	4			「第127条又は第128条の規定により本契約が解除された場合、乙は、甲に対して損害賠償を請求できる」との記載がありますが、乙としては損害が賠償されることが約束されておりませんので、乙の損害については甲が賠償することを明記して頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
243	052	12	130	1			甲は、1号館引き渡し前に契約が解除された場合は、出来形部分に相応する施設整備業務費を支払うことになっておりますが、出来形以外に既発注分の機材、資材なども考慮に入れていただくことは可能でしょうか。	既発注分の機材、資材等は含みません。原案のとおりとします。
244	052	12	130	2			検査の結果問題のないことが判明した場合の復旧費用は甲の負担としていただけないでしょうか。	(質問No.104参照)
245	053	12	131	8		乙の責めによる施設損傷ほか	当該条項が想定する施設損害について、まず甲が加入される建物共済等により損失を補償し、それで不足する損害・増加費用につき乙に対して損害賠償請求するという考え方でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
246	054	12	131	9			「乙は本契約が解除された後も、引継ぎが終了するまで、運營業務等を継続しなければならない」との記載がありますが、本契約解除後の運營業務に対する対価は同条第11項に従い別途支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	第152条第10項、第11項に記載のとおりです。

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
247	53	12	131	9			引継ぎ(第134条・第135条の業務を含む。)を行う以上、当該期間に対応する維持管理・運営費用の支払を受けることができるという理解で宜しいでしょうか。	(質問No.246参照)
248	054	12	132				「前2条」とありますが、第131条については、どのように読み替えることになるでしょうか。	「本件工事対象施設のすべての」を「1号館施設」と読み替え、運営業務が開始されている部分について、第152条を適用します。 第153条を以下のとおり修正します。 「1号館施設引渡日後本件病院施設等の全面的な運営業務開始日前に本契約が解除された場合は、第151条の「1号館施設」を「各本件工事対象施設」と読み替え、前条の「本件工事対象施設のすべての」を「1号館施設の」と読み替えて(ただし、同条は運営業務が開始されている部分についてのみ適用される。)、前2条を適用する。」
249	055	12	133	6			乙の保有する物品管理情報が運営期間中医療情報システムとリンクしていない場合、移行に伴う費用がかかる場合がございますが、その費用は入札時点で見積もらなければならないのでしょうか。見積もらなければならない場合、医療情報システム側の受け入れ方法が分らなければ費用の算出が困難です。どのように考えればよろしいでしょうか。	本契約の満了時における医療情報や物流管理情報は、業務を新たに受託する事業者(新事業者)に引き継ぐ必要がありますが、その移行費用は、新事業者が負担するものと考えます。このため、情報の移行が効率的に行われるよう、その時点での標準的なフォーマットを用いて移行することを求めています。
250	055	12	134				第130条の「合格部分」とは、「既履行部分」という理解でよろしいでしょうか。	既履行部分のうち、県の検査に合格して県が引き渡しを受ける部分をいいます。
251	055	12	134			保全義務	甲の帰責事由による解除(127条、128条)の場合、維持保全費用は甲負担と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
252	055	12	135				第130条の「合格部分」とは、「既履行部分」という理解でよろしいでしょうか。	既履行部分のうち、県の検査に合格して県が引き渡しを受ける部分をいいます。
253	055	13	136	1			甲と乙の適用利率が異なる根拠をご教示ください。乙の適用利率を甲と同一としていただけないでしょうか。	本県では、国の取扱に準じ、県側の遅延利息の率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の率と、事業者の遅延利息の率は、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項の率としています。したがって、原案のとおりとします。
254	055	13	136	1			甲及び乙が支払い遅延した場合の遅延利息の率は甲と乙で同率を用いるべきと考えますが、同率にすることは可能でしょうか。	(質問No.253参照)
255	060	18	152				不動産所得税は、乙についてかからないという点については、税務署等に確認済みであるという理解で宜しいでしょうか。	(質問No.090参照)
256	061	18	155	1			「役員等」に金融機関は含まれないのでしょうか。本事業を行ううえで、金融機関との関係は非常に密接であり、情報共有も重要であると考えます。	含まれません。金融機関に開示する場合には、甲の承諾を個別に得たうえで開示して下さい。甲は、合理的な理由がある場合を除き、乙の金融機関に対する情報開示について承諾しないということはありません。
257	061	18	155	5			個人情報を管理する業実に関して必要な資格とは具体的に何を想定されているのでしょうか。	本条でいう業務責任者は、各運営業務の総括責任者等を想定しています。
258	062	18	159			見学者対応等	定期的な病院見学会の開催や視察受入れを想定されていますか？ 又、定期・不定期に関わらず、あくまで見学会の主体は県が行い事業者は従当である、との認識で宜しいでしょうか？	定期的な見学会を実施するかどうかは、現時点では未定です。 後段はご理解のとおりです。
259	063	18	162	5			民法、商法の他に会社法を追い頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
260	068	別紙2				No.43	直接「建設業務」を受託し、とありますが、「工事監理業務」の誤りではないでしょうか？	ご指摘のとおりです。別紙2の46の「建設業務」を「工事監理業務」に変更します。
261	072	別紙2				No.83	入札説明書及びその添付資料から「要求水準書及び事業契約書(案)を除く」とありますが、基本協定書(案)は含まれますか？ 同じく、質問回答書に基本協定書(案)に係る質問回答書は含まれますか？	含まれません。

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
262	074	別紙2				No.104	本件土地上に一棟(以上)の独立した建物として整備した場合の利便施設は、「本件新設工事対象施設」に含まれますか？	含まれます。
263	081	別紙6	11				違約金の額(予定)について、ご教示頂けますでしょうか。	別紙6の第11条をご参照下さい。なお、●円/m ² は現時点においては決定しておりません。
264	084	別紙7	第1	2	③	賠償責任保険の被保険者	ここで記載されている「…それらの使用する一切の第三者」とは「それらの使用する一切の下請け人」という意味と理解してよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
265	084	別紙7	第1			建設工事保険	被保険者に設計協力企業・工事監理協力企業、とありますが、保険の趣旨からすると不要ではないでしょうか？これら二者については被保険者から外していただきたいと考えますがいかがでしょうか？外さない場合はその趣旨をご教示ください。	被保険者としては、設計協力企業及び工事監理企業を含めることは条件としないこととします。
266	084	別紙7	第1			第三者賠償責任保険	保険契約者が「乙または建設協力企業」とあり、被保険者に設計協力企業・工事監理協力企業が含まれておりますが、保険契約者を建設協力企業・設計協力企業・工事監理協力企業としてそれぞれが第三者賠償責任保険を付保することでもよろしいでしょうか？	被保険者としては、設計協力企業及び工事監理企業を含めることは条件としないこととします。
267	084	別紙7	第2			第三者賠償責任保険	被保険者に甲・乙とありますが、必ずしも甲・乙が被保険者に含まれていなくても、保険金請求が確実に行えるような体制を確保しておけば問題ないと考えますが、いかがでしょうか？	質問の意味が不明ですが、別紙7第2のとおりとさせていただきます。
268	085	別紙7	第2	(3)	④	賠償責任保険の被保険者	ここで記載されている「…それらの使用する一切の第三者」とは「それらの使用する一切の下請け人」という意味と理解してよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
269	085	別紙7	第2	(3)	①	担保範囲	「担保範囲は、本件病院施設等を対象とする。」とされていますが、運営業務協力企業が⑤に規定する保険金額以上の企業包括賠償責任保険を締結する場合は、改めて本件病院施設等のみを担保範囲とする保険の付保は不要と理解してよろしいでしょうか。なお、企業包括賠償責任保険の被保険者は当該運営業務協力企業となり、甲および乙を追加被保険者とすることはできませんが、保険証券写しまたは保険会社からの付保証明書の提出は可能です。	別紙7第2のとおりとさせていただきます。
270	085	別紙7	第2	(3)	④	被保険者の範囲	「被保険者の範囲は、甲、乙、運営協力企業等及びそれらの使用する一切の第三者とする。」とされていますが、保険契約締結上実現困難となる可能性もあります。例えば、施設維持管理業務の内、警備業務を対象とした賠償責任保険の被保険者は、警備業法に規定する警備業者に限定されるので、甲および乙を追加被保険者として行うことができません。また、多数の再委託業者を被保険者として限定列挙することが困難なため「それらの使用する一切の第三者」を被保険者とできない可能性があります。このような状況に鑑み、当該内容については「原則」であり、保険契約締結実務の実態を勘案の上協議できるものと理解してよろしいでしょうか。	別紙7第2のとおりとさせていただきます。
271	087	別紙9					「施工協力企業」とあるのは、別紙2-No.39(68ページ)の「建設協力企業」と同義でしょうか？同義でないならば、別紙2「用語の定義集」にて定義していただきたく、又、同義であるならば、用語を「建設協力企業」に統一していただきたく考えますが、いかがでしょうか？	ご指摘のとおりです。別紙9の「施工協力企業」を「建設協力企業」に変更します。
272	89	別紙10	1				「第95条に基づき甲が運営協力企業の変更」とされておりますが、第61条の場合は、「第61条に基づき甲が医療機器等調達関連協力企業の変更」、その他、第68条、第78条、第87条についてそれぞれの条文中に従った記載と読み替えるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	93	別紙13	2	8			(1)-(8)に定める事項がある場合には、甲による一部解約ではなく、変更の取り止めによって対応すべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	ページ	章	条	項	号	その他	質 問	回 答
274	094	別紙13	11				合意が成立しない場合、甲が一方的に「要求水準書を変更する」ともあるとされていますが、その場合の業務の解約または解約に向けての手続きはどのようにお考えでしょうか。	別紙13の11に記載のとおり、協議となります。
275	96	別紙14	9				乙に帰責性がない場合ですので、一部解約によって処理するのではなく、別紙15及び16に従って処理すべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。
276	96	別紙14	13				乙に帰責性がない場合ですので、一部解約によって処理するのではなく、別紙15及び16に従って処理すべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。
277	096	別紙14	9・13				契約の一部解約を行うための通知を「6ヶ月以上前」に行うこととなっておりますが、甲・乙双方のデメリットを抑制するためには「1ヶ月以上前」とするなど、期間を短縮すべきだと考えますがいかがでしょうか。	原案のとおりとします。
278	097	別紙14	16				「前節」とは何を指すのでしょうか。	別紙14の16「前節」を「別紙10」に変更します。
279	098	別紙15					「1.」は、「直接的に規定することを目的とした法令」とあるが、例えば施設整備業務に関連するアスペクト処理に関する法令や、建築基準に関する法令は含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
280	019	4	50				本施設に対して甲による竣工確認が行われるとの記載がありますが、解体工事に対しては甲による確認は行われませんか。	解体工事についても甲の確認を行います。第60条第1項を以下のとおり修正します。 「甲は、前条第3項に規定する本件工事の完了の承諾を行った後、各本件工事対象施設の引渡予定日又は各本件解体工事終了予定日までに乙に対し竣工確認通知を行うものとする。」
281						愛媛県による新たな債務負担	第18章その他に以下条項を追記頂けないでしょうか。 「本契約締結後に、甲が本契約の規定に従い、新たに負担する債務が生じた場合、甲は予算の定めるところにより当該債務を履行しこれを支払う。甲が当該債務を履行しない場合は甲の債務不履行として第127条が適用される。」	原案のとおりとします。